

令和4年度 集団指導・ 運営指導方針等

◆施設指導係 所管サービス

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 〔施設系〕 ① (地域密着型) 介護老人福祉施設 | 【特養】 |
| ② 介護老人保健施設/短期入所療養介護 | 【老健】 【短療】 |
| 〔居住系〕 ③ 認知症対応型共同生活介護 | 【G H】 |
| ④ 特定施設入居者生活介護 | 【特定】 |
| 〔短期入所系〕 ⑤ 短期入所生活介護 | 【短期】 |

※短期入所療養介護も短期入所系に該当

仙 台 市 介 護 事 業 支 援 課

(令 和 4 年 6 月 集 団 指 導)

目 次

1 介護保険制度について ······ p. 1

1.1 令和3年度介護報酬改定について

2 令和4年度運営指導について ······ p. 12

※1. 運営指導に関する資料はサービス毎になります

※2. 令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知より、
これまでの「実地指導」という名称が「運営指導」へ改められました。

2.1 運営指導方針・計画等について ······ p. 12

2.2 重点項目について ······ p. 17

2.3 留意事項等について ······ p. 21

(別添) 標準確認項目・標準確認文書

1 介護保険制度について

1.1 令和3年度介護報酬改定について

（改定の目的）※厚生労働省分科会資料抜粋

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、

- ・「地域包括ケアシステムの推進」
- ・「自立支援・重度化防止の取組の推進」
- ・「介護人材の確保・介護現場の革新」
- ・「制度の安定性・持続可能性の確保」

を図る。

（当集団指導資料での説明内容について）

当資料では、各事業所が取り組まなければならない運営基準の改定部分について、次頁から掲載しております。

改定部分によっては、経過措置期間中の内容もありますが、その間は「行うよう努めなければならぬい」という努力義務になっており、また、経過措置期間終了時においては、対応ができているというものになります。そのため、未着手等の事項がもしございましたら、早目の検討/対応をお願い致します。

※ 基本的には複数のサービスに共通する内容を載せており、個別のサービスの変更点や詳細はあらためてご確認ください。また、全ての改定内容を載せてはおりませんので、ご留意ください。

(1) 「感染症や災害への対応力強化」

(1)(1) 感染症対策の強化（※経過措置3年の間は努力義務）

- ・「感染症の予防及びまん延防止のための委員会」の定期的な開催
 - 〔施設系〕（概ね3月に1回以上）
 - 〔施設系以外〕（概ね6月に1回以上＋感染症が流行する時期等を勘案して
必要に応じ隨時開催）
- ・感染対策担当者の配置
- ・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備
 - 平常時の対策～事業所内の衛生管理（環境整備等）、ケアにかかる感染対策
 - 発生時の対応～発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関等との連携/報告、
事業所内の/関係機関への連絡体制の整備・明記
- ・予防及び防止のための研修の実施（年2回以上及び新規採用時）
 - ※〔短期入所系〕年1回以上及び新規採用時
- ・発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）
 - ※〔短期入所系〕年1回以上

参考：「介護現場における感染対策の手引き」

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」

※いざれも仙台市HPに厚労省HPへのリンクを掲載しております。

(1)(2) 業務継続に向けた取組の強化（※経過措置3年の間は努力義務）

- ・業務継続に向けた計画等の策定（感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して介護の提供を受けられるように定めるもの。）
 - 感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）
 - 災害に係る業務継続計画（平時からの備え、緊急時の対応、対応体制等）
- ・研修の実施（年2回以上及び新規採用時）
 - ※〔短期入所系〕年1回以上及び新規採用時
- ・訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）
 - ※〔短期入所系〕年1回以上

※研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

※「感染症の業務継続計画に係る訓練」については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に、『災害の業務継続計画に係る訓練』については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない

参考：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

※いずれも仙台市HPに掲載しております。

(1)③ 災害への地域と連携した対応の強化

- ・避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

(2) 「地域包括ケアシステムの推進」

(2)① 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（※経過措置3年の間は努力義務）

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等について、
認知症介護基礎研修を受講するための必要な措置 を講じることを事業者に義務付ける。
- ・事業所が新たに採用した職員は、新規/中途採用を問わず、当該義務付けの適用について、採用後
1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに受講させることとする。

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol.3）」問3～10）

(2)② 看取りへの対応の充実

- ・基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。（【短期】除く。）
- ・〔施設系〕サービス：施設サービス計画の要件として、計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。
- ・【特養/老健/特定】：看取りに関する協議等の参加者として、生活相談員（支援相談員）を明記。
- ・看取り介護加算及びターミナルケア加算について、死亡日以前45日前からの対応について、新たに評価する区分を設ける。

(3) 「自立支援・重度化防止の取組の推進」

(3)① リハビリ・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・ 【特養/老健】 口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整理し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施を求める。
(※経過措置 3年の間は努力義務)
- ・ 【特養/老健】 ・栄養マネジメント加算を廃止し、人員基準等に栄養士に加えて、管理栄養士を明記するとともに、基本サービスとして状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める。
(※経過措置 3年の間は努力義務)
- ・ 入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する加算を新設し、低栄養リスク改善加算は廃止。
(※未実施減算は、経過措置期間 3年)
〔改定〕 栄養マネジメント加算・低栄養リスク改善加算 ⇒ 廃止
栄養マネジメント強化加算 ⇒ 新設

(3)② 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

- ・ 【特養／老健／短療】
 - ①看取りに係る加算又は基本報酬の算定要件
 - ②褥瘡マネジメント加算及び褥瘡対策指導管理の算定要件に関与する専門職として、管理栄養士を明記する。

(4) 「介護人材の確保・介護現場の革新」

(4)① 人員配置基準における両立支援への配慮

- ・「常勤」 職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っていれば、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを可能とする。
- ・「常勤換算方法」 職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを可能とする。
- ・「常勤配置を要する職員」
人員配置基準や報酬算定において「常勤」の配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを可能とする。
この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを可能とする。

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol.1）」問1）

(4)② ハラスメント対策の強化

- ・事業者は、適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- ・カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることを推奨。

◇事業主が講ずべき措置

- ⑤事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ⑥相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備

◇事業主が講じることが望ましい取組（例示）

顧客からの著しい迷惑行為の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するための必要な体制整備、②被害者への配慮の取組、③被害防止のための取組。

（参考：介護保険最新情報 Vol. 988（令和3年6月8日付け））

（4)③ 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和

- ・【特養/短期】・特養等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算について、0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の緩和（15%→10%）を行う。
 - ・見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、職員の配置人員数を緩和（0.9人→0.6人）した新たな区分を設ける。
- ・【特養（従来型）/併設型短期（従来型）】

見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保等を要件に、夜間の人員配置基準について、配置人員数が2人以上の場合に限り、配置人員数を緩和（必要人数×8/10）する。

- ・【特養/特定】特養の日常生活継続支援加算及び特定施設の入居継続支援加算について、テクノロジー活用した複数の機器を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol. 3）」問77～79、81～82）

（参考「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について（厚労省HP「介護報酬改定に関する通知等」掲載））

(4)④署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等

- ・書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。
- ・事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。
- ・単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等がおこなわれたものとみなして取り扱うものとする。

（参考「押印についてのQ & A」（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省））

(5)「その他の事項」

(5)①〔施設系サービス〕介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ・介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、**安全対策担当者**を定めることを義務づける。
- ・事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に**基本報酬を減算**する。
組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。

○事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- イ 事故発生防止のための**指針の整備**
 - ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する**体制の整備**
 - ハ 事故発生防止のための**委員会**及び従業者に対する**研修**の定期的な実施
(年2回以上及び新規採用時)
- ニ イからハの措置を適切に実施するための**担当者設置**

○加算／減算

- ・安全管理体制未実施減算 5単位／日（新設）

〔算定要件〕運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

- ・安全対策体制加算 20単位／入所時1回（新設）

〔算定要件〕外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

(参考「令和3年度介護報酬改定Q&A (vol.2)」問39～40)

(5)② 高齢者虐待防止の推進（※経過措置3年の間は努力義務）

- 「虐待の防止のための措置に関する事項」については、運営規程内に定めなければならない。
- ‘虐待の未然防止’及び‘虐待等の早期発見’の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。
 - ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催。
 - ・委員会において検討して得られた結果（体制、再発防止策等）を従業者に周知徹底を図る。
 - ・「虐待の防止のための指針」の整備
 - ・虐待の防止のための研修の実施（年2回以上及び新規採用時）
※〔短期入所系〕年1回以上及び新採時
 - ・措置を適切に実施するための専任の担当者を置くことが必要

（参考「令和3年度介護報酬改定Q&A（vol.3）」問1）

1. 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」の実施

委員会では、具体的に次のような事項について検討することとする。そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2. 虐待の防止のための「指針」の整備

指針には、次のような項目を盛り込むこと

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3. 「研修」について

※ 運営基準上、虐待防止のための研修の実施も必須になりました。これまで身体拘束等の適正化の研修内で虐待防止に関する内容を取り扱ってきた施設もあるかと思われますが、今後は「身体拘束等適正化のための研修」「虐待防止のための研修」として、区別して実施する必要があります。